

2018 A 日程 LS [0819]

受験番号

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験  
憲法・民法・刑法  
(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

国家公務員であるYは、政党交付金の交付の対象であるA党の機関誌を配布したところ、配布行為が国家公務員法110条1項19号、102条1項、人事院規則14-7（政治的行為）6項7号にあたるとして起訴された。

この配布行為は、休日に、公務員としての地位を利用することなく、一般家庭の郵便受けに、無言で、機関誌を配布するというものであり、第三者の目から見てYが公務員であることは明らかではなかった。また、配布行為はA党支持者の団体の活動の1つとして行われたが、この団体は公務員によって組織されたものではない。なお、Yは管理職ではなく、その業務は機械的で全く裁量の無いものであった。

#### （国家公務員法）

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

十九 第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者

#### （人事院規則14-7（政治的行為）第6項）

法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

〔設問〕あなたがYの弁護人であるとしたら、訴訟においてどのような憲法上の主張を行うか、具体的に書きなさい。

### 【第2問】

憲法51条が定める国会議員の免責特権について、簡潔に説明しなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の各【事例】を読んで、各〔設問〕に答えなさい。

### 【事例1】

Aは、日頃から子供のようにかわいがっていた甥のB（18歳）が平成28年3月に難関の大学入試に合格したことを喜び、電話で大学合格のお祝いを述べるとともに、信州に所有していた別荘地（以下「本件土地」という。）をお祝いとして贈与することを申し出たところ、Bもこれを承諾した。ところが、Aは、平成29年に入ると、経営していた不動産事業がうまくいかなくなり資金繰りに窮したため、本件土地を売却して事業資金を得ようと考えている。

### 〔設問1〕

Aは、Bに対する本件土地の贈与を撤回することができるか。

Bは、本件土地の所有権は、民法176条により贈与契約の成立と同時にBに移転しているので、贈与の撤回は許されないと主張した。Bの主張は認められるか。

### 〔設問2〕

【事例1】の事実に加えて、Aは、Bに対し、平成28年4月に本件土地の所有権移転登記手続に必要な書類を交付したので、Bは、本件土地について、AからBに対する所有権移転登記手続を行ったという事実があった。

Aは、Bに対し、まだ本件土地の引渡しを行っていないから、本件土地の贈与を撤回できると主張している。Aの主張は認められるか。

### 【事例2】

Cには3人の子供がいたが、老齢となって老後の生活が心配になったので、長女Dに対し、一緒に同居して老後の生活の面倒をみてもらうことを条件に、Cが居住している土地と建物（以下「本件不動産」という。）を贈与し、本件不動産の所有権移転登記も済ませた。ところが、長女Dは、本件不動産に居住しないばかりか、Cの面倒もみようとしない。

### 〔設問3〕

Cは、長女Dに贈与した本件不動産を取り戻すことができるか。その法的根拠を挙げて説明せよ。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の【事例】におけるXとYの罪責について論じなさい。

### 【事例】

Xは、友人のYから「何か良いもうけ話はないか」と金銭の入手方法について相談を持ちかけられた。Xは、「以前、リフォーム工事で出入りし、家の内部の様子を知っている、同じ町内にあるAの家に侵入すればよい。あそこなら金がありそうだ」などと申し向け、A宅の構造や付近の様子などを図に示して、Aはいつも午後11時頃に就寝するので、午前1時頃ならばAの家へ侵入しても家人に気づかれるおそれはないからと、A宅に侵入して金品を盗むことをそそのかした。

Yは、Xに言われてA宅に侵入して金品を盗むことを決意したが、家人に気づかれた場合には家人に暴行を加えることもやむを得ないと考え、ボールを用意して、Xの助言通り午前1時頃、A宅に向かった。

Yは、A宅に到着して中に侵入しようとしたが、その日はたまたまA宅に来客があり、リビングに明かりがついていたので、YはA宅への侵入をあきらめた。

Yはそのまま帰ろうと思って歩き始めたが、A宅の5軒隣りにある、Bが経営する駄菓子屋が真っ暗であったので、そこに侵入しようと思い、裏に回って勝手口から施錠をボールで破壊して屋内に侵入した。そして、リビングで金目のものがないかを探しているときに、物音に気づいて起きてきたBと鉢合わせになり、Yは思わず持っていたボールでBを脅し、ガムテープでBの口を塞ぎ、手足を縛って抵抗できなくした。

その後、リビングで見つけた現金約5万円入りのBの財布とBの車のキーを持ってB宅を出た。

Xは、YにA宅への窃盗をそそのかしたものの心配になり、午前1時半頃、A宅に行ったが、B宅の前でB宅から出てきたYと出会った。Yは、Xに「たった今、Bを縛って財布と車のキーを奪ってきた」と言ったところ、Xは、「俺が運転してやるから、とにかくここを逃げよう」と言って、ガレージに停めてあったBの車に乗り、Yの家まで送り届けた。

その後、XとYは、Bの車を盗難車の処分を行うZに30万円で売却し、それを折半した。